

会議録

会 議 名	第8回 宝達志水町小学校統合準備委員会
日 時	令和5年3月22日（水） 午後7時00分 ～ 午後7時25分
会 場	宝達志水町農村環境改善センター 2階 大集会室
出 席 者	出席委員 22名 山下委員長 押水第一小学校：校長、教頭、PTA 会長、副会長、母親代表 宝達小学校：校長、教頭、副会長 相見小学校：校長（副委員長）、教頭 樋川小学校：校長、教頭、PTA 副会長、母親代表 志雄小学校：校長（副委員長）、教頭、PTA 会長、副会長、母親代表 相見保育所保護者会代表、南部保育所保護者会代表、 欠席委員 8名 宝達小学校：PTA 会長、母親代表 相見小学校：PTA 会長、副会長、母親代表 樋川小学校：PTA 会長 北大海第一保育所保護者会代表、中央保育所保護者会代表 事務局 5名 細江教育長、学校教育課小学校統合準備室 安達課長兼室長、 岡本担当課長、小学校統合準備室 秋田次長、中橋主幹
次 第	1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議 事 （1）今年度の協議結果まとめ （総務部会、通学・PTA 部会、学校教育部会、事務部会） （2）その他 4 閉 会
会議内容	2 委員長あいさつ 今年度最後になる。沢山あるので、報告は簡潔にお願いしたい。 3 議 事 （1）今年度の協議結果まとめ ～ 各部会から、資料に基づき報告 ～ （委員長） 新聞報道を見ると難しい所もあるが、子ども達の教育条件を満たすよう

	な PTA を作っていただきたい。 学校教育部会は、国の様子を見ながら慎重に検討していただきたい。 通学について、バス停での見守りをお願いするしかないのではないかな。 道路の改修には時間がかかる。以前、事故があった交差点にガードレールの設置を要望したが、道幅が狭くて付けられなかった。 (2) その他 (委員) 委員の中には、決められども中学校に行ってしまう、統合時にはいないという人も多い。次の小学校に入る人の意見を多く取り入れられないかな。 (委員長) おっしゃることはよく分かる。組織の中で、来年度の委員はそのあたりを考慮して選んでいただければと思う。 子ども達が安心して学べる学校を作るという思いを後任の方にも引き継いでいただきたい。 一年間お疲れ様でした。 以上
--	---

第8回（令和4年度第5回）宝達志水町小学校統合準備委員会 次第

日時：令和5年3月22日（水） 午後7時00分

場所：宝達志水町役場 2階 大集会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

（1）今年度の協議結果まとめ

（総務部会、通学・PTA 部会、学校教育部会、事務部会）

（2）その他

4 閉 会

【令和４年度総務部会協議結果について】

【開催状況】

開催日		協議内容
第６回	令和４年 ６月２２日(水)	校章の募集要項、募集期間、選考スケジュールについて協議
第７回	令和４年１０月２６日(水)	校章の応募結果（押水小学校１２０作品、志桜小学校６６作品）総務部会として各校５作品に絞り込み
第８回	令和４年１２月２１日(水)	閉校関連行事について ・閉校式・閉校記念式典の協議 ・閉校記念式典の運営組織について協議
第９回	令和５年 ２月２２日(水)	閉校関連行事について ・前回の協議した確認事項 ・閉校式の参加予定者について協議

【報告事項】

１ 校章について

（１）募集期間 令和４年８月１日～９月３０日

（２）応募結果 押水小学校 １２０作品
志桜小学校 ６６作品

（３）選考経過

１次選考（１０月３日）小学校長により、各校１０候補に絞り込み。

２次選考（１０月２６日）総務部会として、各校５候補に絞り込み。

最終選考（１１月１８日）校章選定会議において、最優秀作品を選定。

※類似商標調査の結果を踏まえて、１２月開催の小学校統合準備委員会（全体会）において校章デザイン最優秀賞作品を公表。

■押水小学校校章デザイン



■志桜小学校校章デザイン



2 閉校関連行事について

(1) 閉校式、閉校記念式典の二部構成で行う。

(2) 閉校式は町主体、閉校記念式典は各学校主体で実施。

(3) 町主体の閉校式の参加予定者について

町長、副町長、教育長、町議会議長、※町議会議員、※町教育委員会委員、小学校統合準備委員会委員長、※小学校 PTA 会長、※駐在所、※宝達志水町交通安全協会分会長、※学校評議員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、※区長、※主任児童委員、※小学校 PTA 副会長、※小学校 PTA 母親代表、※保育所保護者会代表

(※印の役職の方は、地元の学校へ出席してもらう)

(4) 閉校式の開催日は、令和7年2月、3月の土・日開催とし、令和5年度中に調整する。

3 閉校記念式典の運営組織（実行委員会）について

(1) 各学校で実行委員会を立ち上げ、実行委員会には学校、保護者、地域の方が入る。(実行委員会の組織は、各学校に一任する。)

(2) 実行委員会は、令和5年度の早いうちに立ち上げ協議する。

(3) 記念式典の内容は、各学校の実行委員会で決めていく。

【令和4年度 通学・PTA部会協議結果について】

【開催状況】

開 催 日		議 事 内 容
第6回	令和4年6月22日(水)	(1) 令和3年度までの協議内容の確認 ・スクールバスの運行ルート ・バス停別の課題整理 ・児童送迎車の一方通行 ・バス運行時刻 (2) 令和4年度以降の協議事項 ・通学路の設定、危険箇所 ・小学校PTAの規約確認
第7回	令和4年8月24日(水)	(1) PTAについて ・一般的なPTAの役割 ・コロナ前のPTA活動比較 ・PTAの最近の動向、保険加入 (2) 通学について ・通学路の危険箇所
第8回	令和4年10月26日(水)	(1) PTAについて ・統合小学校PTA行事 ・統合小学校PTA組織
第9回	令和4年12月21日(水)	(1) PTAについて ・統合小学校規約
第10回	令和5年2月22日(水)	(1) PTAについて ・統合小学校規約 (2) 通学について ・通学路の危険箇所（志雄地区）

【報告事項】

1 通学について

バス停までの通学路の危険箇所の洗い出しを行い、対策を協議した。（別紙1）

2 PTAについて

統合小学校にPTAを設置する。

保険は、学校毎に石川県PTA安全会の保険に加入する。（現行のとおり）

コロナ禍前の各小学校のPTA活動を基に、PTA活動の検討シート（別紙2）を活用して協議した。

組織検討シート（別紙3）による協議結果と合わせて、PTA規約（案）（別紙4）を作成して協議した。

○通学路の危険箇所（押水地区）

バス E ②紺屋町

課題	意見	協議結果、進捗状況
・正友集落からの道に歩道がない。	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置	・通学路安全点検で検討。

バス E ③御館会館前

課題	意見	協議結果、進捗状況
・集落と会館の間の道路は見通しが良く、スピードを出す車が多く危険	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置 ・横断歩道設置	・通学路安全点検で検討。

バス E ⑤喜多家前

課題	意見	協議結果、進捗状況
・スピードを出す車が多く危険	・看板の設置 ・歩道のライン表示	・通学路安全点検で検討。

バス F ①門前会館

課題	意見	協議結果、進捗状況
・「かがつう」の出入口はトラックが多い	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置 ・会社に通学路である旨周知して注意喚起	・通学路安全点検で検討。
・会館前の道路がゆるいカーブで少し見にくい	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置	・通学路安全点検で検討。

バス F ④北川尻

課題	意見	協議結果、進捗状況
・林谷結納店から山側に向かう道のラインが薄くなっている。	・歩道のライン表示	・通学路安全点検で検討。

○通学路の危険箇所（志雄地区）

バスA④敷浪駅

課題	意見	協議結果、進捗状況
・スクールバスは、こもり美容室前を右折しているが道幅が狭くて危険	・敷浪区からカーブミラーの設置を令和5年度に要望予定 ・駐車場にバス停を設置し、美容室を通らないコースにしてはどうか。	・風雪を考えれば、バス停、運行コースは今のままが良い。（敷浪区長）
・駅前道路の駐停車を規制すべきか。	・バスの停車場所を道路に表示しても良い。（敷浪区長）	・晴天時、積雪時に交通量を確認 ・交通安全指導に立つことがあるが、危険な状態とは考えていない。（子浦駐在）
・中学生の登校時間と駅の送迎の時間が重なり危険 ・バス停の場所を変えられないか。	・バス時刻の調整は可能（学校教育課） ・バス時刻を5分程度早くしても、危険の解消には繋がらない。	・バス停の場所は従来のままとする。

バスC①南部育苗センター前

課題	意見	協議結果、進捗状況
・国道249号に、歩道、ガードレール、縁石等がなく危険。 ・朝は特に車が多い	・敷浪駅まで歩いてもいい。 ・友達と横並びに歩かない。 ・歩道、縁石、白線、ガードレールの設置 ・対策が必要な距離が長く、費用も時間もかかる。開校までに解消できるか不透明。 ・道路に側溝はあるが、わだち部分に雨水や融雪の水が溜まっており、水が跳ねて通行人がびしょ濡れになってしまう。 ・歩道、縁石、ガードレールを設置しても水跳ねは防げない。 ・結局、バス停まで車で送迎する人が多くなる。	

	・バス停の場所をはらショッピングすればどうか。 ・国道沿いを歩く距離は減る。 ・屋根があり、コミュニティバスのバス停として活用実績がある。	・バス停をはらショッピングにして、運行ルート組んでみる。 →ダイヤには影響が出ない。 ・はらショッピングに、バス停利用について確認。 →朝の時間は問題ないが、夕方は、裏の駐車場に停めるなど、買い物客と事故を起こさないようにして欲しい。 →町から利用者に毎年通知する。
--	---	--

バス C⑤出浜

課題	意見	協議結果、進捗状況
・側に仕事場、トラックがあり、小学生だけで待っていると危ない。 ・乗り遅れた子がいても気付かない。	・特に冬や夕方は、人目につく場所の方が安心 ・出浜会館は広くて目につきやすい ・現在のバス停は集落から距離がある。 ・既設のバス停のままなら、もう少し安心できるようにしてほしい。 ・出浜集落入口の三叉路は広くなっており、乗り降りできるのではないか。	・出浜会館は降雪時の運行が心配 ・樋川小学校まで歩いていたので、距離は短くなっている。 ・見守り隊の方に立ってもらえるよう依頼する。 ・交差点の前後5mは駐停車禁止（道路交通法第44条第1項第2号） ・バス停の場所は従来のままとする。

【第8回小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 資料①】

統合小学校のPTA行事検討シート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
統合小学校 行事	入学式 総会 学級懇談会 交通安全指導①	運動会 奉仕作業①	給食試食会	広報誌発行① 夏休みプール当番		交通安全指導② 奉仕作業②		石川教育ウイーク	広報誌発行② 次年度役員選出	新旧役員引継	会計監査	卒業式 広報誌発行③
							学年親子活動					
							役員会・各委員会					

押水小学校		資源回収① (宝達) 一年1回に変更	災害引渡訓練 (宝達)				資源回収② (宝達)			左義長 (第一・宝達・相見) 餅つき(第一)	スキー講師 (第一)	
志保小学校			資源回収 (志保)					講演会(志保)			かるた(堀川) 餅つき(堀川)	

関連団体 行事等	町PTA運営委員会等①		町PTA運営委員会等② 青少年育成委員会①		PTA全国大会	グッドマナー キャンペーン 相模大会合同練習	選挙山相模大会 町PTA運営委員会等③ PTA東海北陸 ブロック大会	タウニング 町PTA大会 (功労者表彰)	県PTA大会		町PTA運営委員会等④ 青少年育成委員会②	
							県PTA各委員会					
							青少年育成委員・巡回指導					

※統合小学校でのPTA行事がある程度決まると、それを計画・運営していくための組織編制を考えていく必要がある。
※また、各学校のPTA組織に問わって、町PTA連の組織編制についても明確にしておく必要がある。

令和4年10月26日

【第8回小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 資料②】

統合小学校のPTA組織検討シート

PTA役員（名称についても要検討）

会長	女性(母親)代表兼副会長
副会長	副会長
書記	会計
会計監査	会計監査

各委員会（名称についても要検討）

広報委員会	環境・安全委員会
委員長 1 名 副委員長 1 名 委員 名	委員長 1 名 副委員長 1 名 委員 名
企画委員会	教養委員会
委員長 1 名 副委員長 1 名 委員 名	委員長 1 名 副委員長 1 名 委員 名

その他

学年（学級）委員	地区委員
各学年 1 名	各地区 1 名
次年度の役員選考委員	

〇〇小学校 PTA 規約 (案)

第 1 章 名称および事務所

- 第 1 条 本会は、〇〇小学校 PTA という。
- 第 2 条 本会は、事務所を〇〇小学校に置く。

第 2 章 目的

- 第 3 条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 方針

- 第 4 条 本会は、次の方針に基づいて活動する。
- (1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
- (2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

第 4 章 会員

- 第 5 条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 〇〇小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下、保護者という。）
- (2) 〇〇小学校の教職員
- (3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。
- 第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
- 第 7 条 会費の金額は、細則で定める。(or) 総会で予算の承認を得て決定する。

第 5 章 会計

- 第 8 条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。
- 第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 10 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 6 章 役員

- 第 11 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 3名 保護者 (次年度会長、母親代表、母親副代表)
- (3) 書記 2名 保護者、教職員 各1名
- (4) 会計 2名 保護者、教職員 各1名
- 第 12 条 役員の任期は、1年 (or) 2年とし、再任を妨げない。
- 第 13 条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。
- 第 14 条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

第 7 章 監査委員

- 第 15 条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。
- 第 16 条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。
- 第 17 条 監査委員の任期は、1年とする。
- 第 18 条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

コメント 1 事務局

・R4.10 までの部会での協議内容、各小学校の規約（会則）、文部省の PTA 参考規約（S23・S29）を基にたたき台として作成。

・統一可能な部分は合同で協議し、最終的には 1 校ずつ分かれて協議する。

コメント 2 部会 (R5.2.22)

・1～5 章は、個別に検討できる。

・6～11 章は、まとめて検討が必要。

・12～14 章は、組織が決まってから。

コメント 3 事務局

・各校で大きな違いはなかった。

コメント 4 事務局

・各校に共通する部分のみ残した。

・2 章及び 3 章は、PTA 活動の根幹なので全体の活動内容などを踏まえて検討していただきたい。

コメント 5 事務局

・賛助会員を置くかどうか。

・会費の金額は、規約や細則で示すか、総会の予算案で示すか。

コメント 6 部会 (R5.2.22)

・PTA に入らないという選択肢はあるのか。

→PTA 組織そのものが任意団体であり、加入は任意。

コメント 7 事務局

・各校で大きな違いはなかった。

コメント 8 部会 (R4.8.24)

・母親代表という名称は時代に合わない。

コメント 9 事務局

・波線は各校で異なっている部分。

コメント 10 事務局

・監査委員を役員に含む学校もあったが、役員と監査は役割が違うため、この案では、役員に含めない形とした。

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
- (2) 役員改選
- (3) 事業計画、予算計画
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) その他の重要事項

コメント 11

事務局

・各校で大きな違いはなかった。

第9章 運営委員会

第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。

第25条 ~~運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支部選出委員、校長、教頭で構成する。~~

第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
- (2) 専門委員会からの報告、提案事項
- (3) 総会の議案
- (4) その他必要な事項

コメント 12

事務局

・総会に次ぐ組織として、運営委員会や、役員会があり、この案では運営委員会とした。

・組織及び構成員をどうするか。

第10章 役員会

第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。

第28条 ~~役員会は、会長、副会長、書記(保護者)、会計(保護者)、校長、教頭で構成する。~~

第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会務の遂行
- (2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議
- (3) その他必要な事項

コメント 13

事務局

・運営委員会と役割が被るのなら、どちらか一方で良いか。

第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 環境安全委員会
- (4) 教養委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) ~~支部選出委員会~~

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) ~~総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。~~
- (2) ~~学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭で構成する。~~
- (3) ~~役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。~~

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。~~(運動会、プール当番の割り当て)~~
- (2) 広報委員会は、広報活動を行う。
- (3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。~~(奉仕作業、交通安全指導)~~
- (4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。~~(給食試食会、研修会)~~
- (5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。
- (6) 役員選考委員会は、次年度役員の選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。
- (7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。
- (8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

コメント 14

部会 (R4.10.26)

・委員会の名称は、総務企画・広報・環境安全・教養とする。

コメント 15

事務局

・上記以外にどのような委員会が必要になるか、構成員をどうするか。

コメント 16

部会 (R5.2.22)

・名称から仕事内容が想像しにくい。
・2校に分かれてから、構成校の実態に応じて協議、名称も必要に応じて変更する。

(別紙4)

第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

コメント 17

事務局

・規約は総会でしか改正できないが、運営委員会等で改正できる細則が必要になるか。

第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

コメント 18

事務局

- ・ 慶弔規定が必要か。

第14章 改正

第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

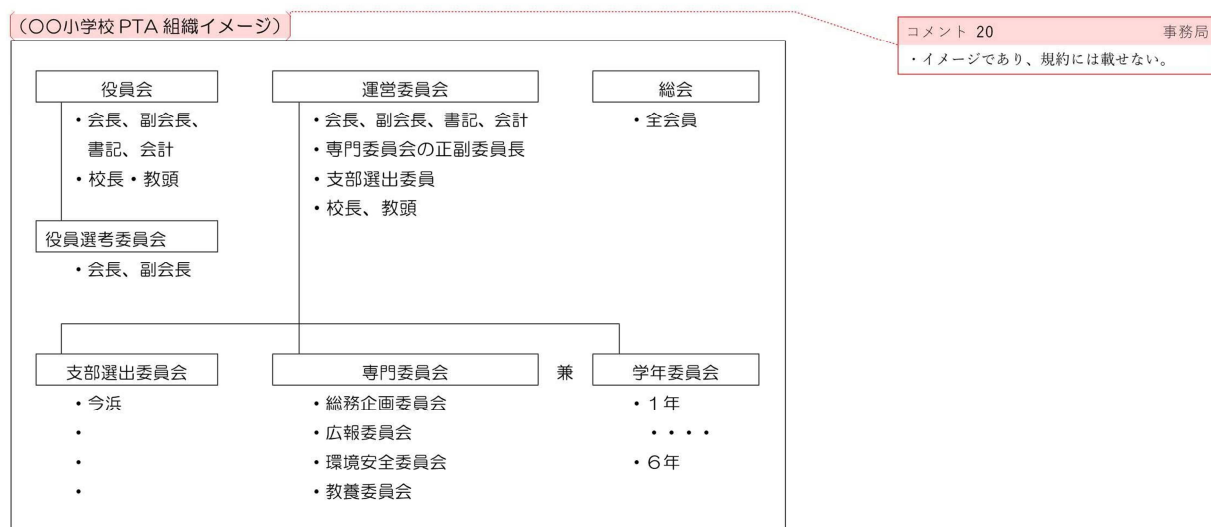
コメント 19

事務局

・各校で大きな違いはなかった。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。



〇〇小学校 PTA 細則（案）

第 1 条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。

(1) 保護者会員（世帯単位とする。）

ア (児童1人) 年額 円

イ (児童2人以上) 年額 円 ※児童の人数で区分が必要か。

(2) 教職員会員 年額 円

(3) 贊助會員 年額 円

コメント 21

事務局

- ・保護者1人あたりとするか、世帯あたりとするか。
- ・会員ではない児童の人数で金額に違いをもたせるか。
- ・教職員、賛助会員の金額を設定しておくか。

第 3 条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。(or) 地区毎に選出する

2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。

3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

コメント 22

部会 (R4 8 24)

・副会長経験者が会長となることで組織の運営がスムーズになる。

コメント 23

事務局

- ・学年からの選出にするか、地区からの選出にするか。
- ・役員の任期を１年にするか、２年にするか。
- ・この案では相見小学校の規定を基に任期を２年として作成した。

コメント 24

部会 (R5.2.22)

・基本的に学年選出として、最初の3年(2年)だけは会長を構成校でまわすことも考えられる。具体的な協議は次年度以降。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
会長						1名
副会長（次年度会長）					1名	
副会長（母親代表）					1名	
副会長（母親副代表） （次年度母親代表）				1名		
書記（次年度監査委員）			1名			
会計（次年度監査委員）		1名				
監査委員			1名	1名		
計		1名	2名	2名	2名	1名

第4条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

2 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新5年、新1年、新4年、新2年の保護者から選出する。

3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。
新1年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総務企画委員会	1名		1名	1名	○1名	◎1名
広報委員会	○1名	◎1名		1名	1名	1名
環境安全委員会	1名	○1名	◎1名		1名	
教養委員会		1名	○1名	◎1名		1名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

◎は委員長、○は副委員長。

第5条 次の区分により支部を設ける。

今浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田、

第6条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数(世帯単位)の1.5分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

コメント 25 事務局

・任期を2年間として、翌年度会長になる副会長を選出する5年生以外の学年に、翌年度委員長になる副委員長の選出がたつようにした。
・専門委員会と学年委員会の委員を兼務としているが、業務上問題がないか。

コメント 26 部会 (R5.2.22)

・学年委員の人数や、具体的な仕事の内容などは何を想定しているか。
・2校に分かれて、構成校の実態に応じて協議する。

コメント 27 事務局

・規定があるのは、相見小学校のみ。
・必要かどうか。
・設置する場、の地域分けと責務をどうするか。

〇〇小学校 PTA 慶弔規定 (案)

第1条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第2条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員、在籍する児童の死亡
香典 10,000円、生花半対
- (2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院
お見舞い 5,000円
- (3) その他、会長が必要と認めたとき
会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

【令和４年度学校教育部会協議結果について】

【開催状況 及び 協議内容】

開 催 日		協 議 内 容
第1回	令和４年 ６月 ３日(金)	(各校教務主任参加) ○統合小学校に向けた教育課程について
第2回	令和４年 ７月 １日(金)	(各校教務主任参加) ○統合小学校における「総合的な学習の時間の年間計画」作成について
第3回	令和４年 ７月 ４日(月)	(各校生徒指導主事参加) ○統合小学校における「学校生活のきまり (案)」について
第4回	令和４年 ７月 ８日(金)	(各校研究主任参加) ○統合小学校における学習規律について
第5回	令和４年 ７月 26 日(火)	(各校教務主任参加) ○統合小学校における「総合的な学習の時間の年間計画」作成について
第6回	令和４年 ７月 29 日(金)	(各校生徒指導主事参加) ○統合小学校における「校外生活のきまり (案)」について
第7回	令和４年 ８月 25 日(木)	(各校教務主任参加) ○統合小学校における学校行事について
第8回	令和４年 10 月 31 日(月)	(各校2年担任参加) ○今年度合同で実施する生活科の活動について
第9回	令和４年 12 月 ６日(火)	(各校教務主任参加) ○今年度合同で実施した「生活科・総合的な学習の時間の活動」の「成果と課題、来年度の方向性」について
第 10 回	令和５年 ２月 17 日(金)	(各校教務主任参加) ○来年度合同で実施する「生活科・総合的な学習の時間の活動及び学校行事等の取組」について
第 11 回	令和５年 ３月 ３日(金)	(各校教務主任参加) ○統合小学校に向けた C4th の扱いについて

【令和４年度事務部会協議結果について】

【開催状況 及び 協議内容】

開 催 日		協 議 内 容
第1回	令和４年 ８ 月 ２ 日(水)	(各校事務職員参加) ○各校の備品及び文書等の取扱い（調査方法）について ○各校の寄贈品の確認について
第2回	令和４年 ９ 月 ９ 日(金)	(各校事務職員参加) ○各校の寄贈品の確認及び扱いについて ○統合までの方向性（全体スケジュール予定）について
第3回	令和４年 10 月 17 日(月)	(各校事務職員参加) ○各校の寄贈品の確認及び扱いについて ○備品台帳の形式について
第4回	令和４年 11 月 17 日(木)	(各校事務職員参加) ○「備品チェックリストの統一」と今後の方向性について
第5回	令和５年 １ 月 17 日(火)	(各校事務職員参加) ○「備品シート（教科）」の作成について ○「学校備付表簿と保存年限」について
第6回	令和５年 ３ 月 ７ 日(火)	(各校事務職員参加) ○「備品シート（教科外）」の扱いについて ○「備品シート（教科・教科外）」をもとにした備品の取扱いについて ○統合後の消耗品について ○文書分類表簿の作成及び扱いについて